

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED] 福祉事務所長

審査請求人から平成 22 年 8 月 5 日付けで提起された生活保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁が、審査請求人の世帯に対してなした平成 22 年 8 月 5 日付けの保護申請却下決定処分は、これを取り消します。

理 由

1 事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

- (1) 平成 22 年 7 月 5 日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、入院していた [REDACTED] 病院から [REDACTED] 病院に医療保護入院として転院した。
- (2) 平成 22 年 7 月 7 日、請求人の母 [REDACTED] は、仕事がなく収入が少ない上に、請求人が入院し、入院費用がないことを理由に、処分庁に対し、世帯主及び請求人の生活保護申請をした。
- (3) 平成 22 年 7 月 12 日、請求人は、[REDACTED] 病院を退院した。
- (4) 平成 22 年 7 月 13 日、請求人は、処分庁に來所し、処分庁職員及び [REDACTED] 健康福祉センター [REDACTED] の精神担当職員の面接を受けた。
- (5) 平成 22 年 7 月 14 日、処分庁職員は、請求人宅に訪問し、世帯主及び請求人に対し、保護申請に係る調査を行った。なお、その際、請求人から平成 22 年 7 月 13 日付けで、①自らの疾患の治療に励み、主治医並びに福祉事務所の指導指示に従うこと、②生活再建にあたっての注意や改善指導を福祉事務所から受けた際には、これに従うこと、③主治医の判断により、就労が可能と認められる時には、求職活動に勤しむこと、④身体や生活上の環境に何らかの変化が生じた場合には、都度、福祉事務所に報告することに留意しつつ、早期に生活を再建できるよう努力する旨を記載した自立計画書を提出し

た。

- (6) 平成 22 年 8 月 3 日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、平成 22 年 8 月 5 日付けで、請求人世帯の保護申請を却下することを決定した。
- (7) 平成 22 年 8 月 5 日、処分庁は、請求人に対し、保護申請却下通知書を手交した。

2 請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めています。

- (1) 自分の就労能力は、合理的にみて、ないか、おおよそ低いと考えられるため。
- (2) 服薬指導や財産管理、母親の監護援助についての指導等には従っており、今後とも福祉事務所の指導・指示には服する意志があるため。
- (3) 処分庁の弁明に対しては、すべてにおいて争う。また事実を曲解している、または事実と全く異なる部分が多く、福祉事務所側の主張の根拠を示されたい。

3 処分庁の主張

処分庁は、以下の大要のとおり主張し、棄却の裁決を求めています。

- (1) 請求人は、自己の就労能力が低いと主張するが、平成 22 年 7 月 13 日に行った健康福祉センターの担当職員との面接の結果は、状態は落ち着いており判断能力はあるため、投薬治療で治療可能であると判定されている。
- (2) また、平成 22 年 7 月 5 日に入院し、同年同月 12 日に退院した病院主治医からも、投薬と通院治療で社会生活が可能であるため入院の必要は無いと判断を得ている。更に、処分庁職員との面接時において、請求人から、自分は入院中も病気ではなく、病気のふりをしていた等の発言もあり、決定に至るまでの多くのやり取りの中で、請求人は、服薬さえしっかりと行っていれば十分に就労可能な状態であると判断した。
- (3) 請求人は、雇用保険の受給資格があったが、初回の認定日にハローワークに行かず、雇用保険を受給することができなかったため、自分が自由に使える金に困り、すぐに受給できる雇用保険の傷病手当を受給し現金を手にすることを目的に、「他県の病院に掛からせろ」などの発言を繰り返し、福祉事務所が予定した初診予約日以前の受診を強要し、窓口で騒ぐなどの行動を繰り返した。また、請求人は、審査期間中に傷病手当金 円を収入したが、収入のうち 円のみ世帯主に生活費として提供しただけで、他は全て自分の遊興娯楽費や飲食費等に充て、世帯として自立する意思が全く見られなかった。

- (4) また、請求人は、福祉事務所として、審査期間中は服薬のみで日常生活が送れる状態であると判断できたため、今後の通院に関しては病院の紹介状をもとに近隣の病院への通院を計画していたものであるが、福祉事務所の指示には従わず、緊急性のない症状で救急車を深夜構わず呼ぶなどの行動をとったり、生活保護の申請をしていることを理由に、自分の判断で同一の症状()を理由として複数の医療機関を自己負担金無しではしご受診するなど、自分勝手な行動を続けた。

当福祉事務所では、必要のない病院を受診することや、請求人の主張どおり多数の医療機関を生活保護決定前に勝手に受診をすることは禁止しているが、請求人は、その指示にも従わないで、警察署や病院の窓口等で暴言や強要を行っており、この請求人の行動は、から来るものではなく、知識が働き自分が優位に運ぶための行動であると考える。

- (5) 更に、不服の理由となっている指導指示に関しては、投薬治療についての指導は行なっているが、その他の指導については事実無根であり、今後の指導指示について服すると書かれているが、到底、今後の指導には従うことはできないと判断できる。
- (6) 請求人が主張する不服の理由とは異なり、請求人は自身の権利を主張するばかりで、ほとんどの指導事項を守らず、また、この生活保護の申請を認めることは、申請さえすれば、自分の判断で多数の医療機関を受診することを認めることになってしまうため、今後の生活保護の適正な執行に大きく影響するものであると考える。
- (7) 現在、請求人は、本件処分を告知した日のうちにで救急車を自ら呼び、病院に入院している。就労可能である請求人が、長期入院すれば入院費は払えない状況であるため、世帯主が保護申請をした時点では、当福祉事務所としては、請求人の入院生活が続く限りは、要保護状態であると判断する予定であった。
- (8) に関するものは、判断が困難であり、特に就労の可否を判定するには多数の関連する事務所の意見を参考にしないと判定しにくいと考え、そのため、多くの関連機関の意見を集約した結果をもって当事務所が判断した結果に対するこの不服申立ては、請求人の主張する事実とは相違していると思われる。

4 判 断

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定しており、また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第4では「要保護者に

稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること」とされています。

また、稼働能力があるか否かの評価については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4の2において、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと」とされており、さらに、局長通知第11の4の(1)において、「保護の要否又は程度の決定に当たって稼働能力の有無につき疑いがあるとき」は、「要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること」とされています。

(2) 上記を踏まえ本件処分について検証すると、処分庁は、「主の長男は就労可能であると主治医及び福祉事務所が判断したこと」を本件処分の理由としていますが、請求人は、事実関係の(1)及び(2)のとおり、生活保護の申請をした平成22年7月7日は、■■■■病院に医療保護入院をしており、同年同月12日に同病院を退院するまでの間は、請求人が稼働能力を活用することは不可能であったものと認められます。

(3) また、処分庁は、■■■■病院の主治医から、請求人が当該病院を退院するに際して、入院の必要性がない旨の意見を得ているものの、当該請求人の稼働能力の有無について、当該主治医から、医学的な見地に基づく意見を得ていることを確認できる証拠はありません。

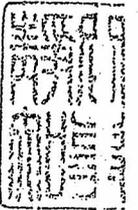
処分庁は、請求人の言動等から当該請求人に稼働能力があるものと判断していると認められますが、本件については、医師による医学的な評価を得ずに、その稼働能力を判断することは適切とは認められません。

したがって、退院後の請求人に稼働能力があると断定することは困難です。

(4) 以上から、請求人の入院期間中はもとより、退院後においても、当該請求人に稼働能力があったと判断することは困難ですので、処分庁が、請求人に稼働能力があることを理由に本件処分を行ったことは、不当な処分として取消しを免れないものと判断し、本件処分の取消しを求める請求人の請求は、理由があるので主文のとおり裁決します。

平成22年9月21日

審査庁 静岡県知事 川勝 平太



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表するものは市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表するものは知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)